

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の一部を改正する条例について

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

提出者	相模原市議会議員	渡 部 俊 明
提出者	相模原市議会議員	中 村 昌 治
提出者	相模原市議会議員	谷 川 ヒロシ
提出者	相模原市議会議員	後 田 博 美
提出者	相模原市議会議員	臼 井 貴 彦
提出者	相模原市議会議員	岩 井 大
提出者	相模原市議会議員	長谷川 くみ子
提出者	相模原市議会議員	羽生田 学
提出者	相模原市議会議員	小 林 たかみち

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の一部を改正する条例

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例(平成 2 9 年相模原市条例第 5 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「ための」の次に「最新の情報提供、」を加え、「活動」の次に「並びに、市民等の意識調査」を加える。

第 1 0 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

第 1 0 条 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 3 4 号）による道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）の改正に伴う市の責務に係る規定その他所要の改正をいたしたく提案するものである。